

諏訪市企業管理規程第 5 号

諏訪市公営企業会計規程の一部を改正する規程

諏訪市公営企業会計規程（平成 22 年諏訪市企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 95 条第 1 号中「130 万円」を「200 万円」に改め、同条第 2 号中「80 万円」を「150 万円」に改め、同条第 3 号中「40 万円」を「80 万円」に改め、同条第 4 号中「30 万円」を「50 万円」に改め、同条第 6 号中「50 万円」を「100 万円」に改める。

附 則

この管理規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。